

三重県障害者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査実施要綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、三重県知事が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 3、第 51 条の 4、第 51 条の 32、第 51 条の 33、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 27、第 21 条の 5 の 28、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 39 及び第 24 条の 40 の規定（以下「根拠規定」という。）に基づき、障害者（児）施設・事業者に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を目的とする。

（検査の種別）

第 2 条 検査の種別は次のとおりとする。

- （1） 一般検査（書面検査）
- （2） 一般検査（立入検査）
- （3） 特別検査

（検査の体制）

第 3 条 一般検査（書面検査）及び一般検査（立入検査）は、業務管理体制の監査担当部署の職員が所属長の指示を受け実施する。

2 特別検査は、監査担当部署の職員及び指定事業所等の指定等権限を有する指導監督部署の職員が十分な連携を図り実施するものとする。

3 一般検査（立入検査）及び特別検査は、複数の職員で実施する。

（検査実施方法）

第 4 条 実施計画及び検査対象の選定は、次のとおりとする。

- （1） 一般検査（書面検査）
毎年度実施計画を策定し、原則として 6 年に 1 回以上実施する。
検査項目は別途要領で定める業務管理体制に係る一般検査調書のとおりとする。
- （2） 一般検査（立入検査）
障害者（児）施設・事業者の法令等遵守体制を实地確認する必要性が認められる場合に随時実施する。
- （3） 特別検査

指定事業所等の指定取消処分等に相当する事案が発覚した障害者（児）施設・事業者に対し、随時実施する。

（実施通知）

第5条 一般検査（書面検査）の実施に当たっては、実施計画に基づき検査対象となる障害者（児）施設・事業者に対し、事前に通知するものとする。

2 一般検査（立入検査）又は特別検査を実施する場合には、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合には、あらかじめ通知しないことができるものとする。

ただし、立入時に速やかに告知するものとする。

（検査結果の報告）

第6条 担当者は、一般検査（書面検査）終了後は、速やかに所属長に検査結果を報告するものとする。

2 一般検査（立入検査）又は特別検査を実施した場合は、当該一般検査（立入検査）又は特別検査の結果を社会福祉法人等適正化措置検討会議（平成16年4月1日健康福祉部（現子ども・福祉部）内に設置済み。以下「会議」という。）に報告するものとする。

（検査結果の検討）

第7条 一般検査（立入検査）又は特別検査等の検査結果について、報告された内容を「会議」において審議し、行政上の措置等について検討するものとする。

（検査結果の通知等）

第8条 本要綱第2条による検査の結果、不備が認められたときには文書によりその旨を通知し、状況に応じ、改善報告書の提出を求めるものとする。

（行政上の措置）

第9条 事業者本部等への一般検査（立入検査）又は特別検査の結果、行政上の措置が必要と認められた場合は、次のとおり「根拠規定」に掲げる行政上の措置を機動的に行うものとする。

（1）勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害者（児）施設・事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2) 命令

勧告を受けた障害者（児）施設・事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

2 本条第1項の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。なお、勧告に至らないが改善を要すると認めた事項についても、改善報告を求めるものとする。

3 障害者（児）施設・事業者が本条第1項第2号の命令に違反したときは、文書で関係市町長に通知するものとする。

市町長の求めに応じて一般検査（立入検査）又は特別検査を実施した場合の結果は、求めのあった市町長に通知するものとする。

4 指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への障害者（児）施設・事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である市町長に対しても通知するものとする。

(特別な処置)

第10条 第2条第1号の一般検査（書面検査）において、障害者（児）施設・事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該障害者（児）施設・事業者の指定事業所等への一般検査（立入検査）を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、障害福祉サービス事業者等本部等への一般検査（立入検査）後、既に指定事業者等の一般検査（立入検査）を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りではない。

2 検査実施方法については、指定事業所等の指定等権限を有する市町の指導監督部局と連携し命令違反に関する個別指導を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に務めるものとする。

(実施要領)

第11条 検査の実施については、この要綱に定めるほか、「三重県障害者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査実施要領」に定める。

附則（施行期日）

この実施要綱は、平成25年9月24日から施行する。

令和6年11月28日一部改正